

死亡診断書

この死亡診断書は、我が国の死因統計作成の資料としても用いられます。楷書で、できるだけ詳しく書いてください。

記入の注意

第四号書式を次のように改める。

氏名	1男 2女	生年月日	明治 昭和 大正 平成	年 月 日	午前・午後 時 分
死亡したとき	平成	年 月 日	午前・午後	時 分	
死亡したところ 及びその種別	死亡したところの種別	1病院 2診療所 3介護医療院・介護老人保健施設 4助産所 5老人ホーム 6自宅 7その他			
	死亡したところ (死亡したところの種別1~5) 施設の名称	番 地 番 号 ()			
死亡の原因	I ◆I欄、II欄ともに疾患の終末期の状態としての心不全、呼吸不全等は書かないでください ◆I欄では、最も死亡に影響を与えた傷病名を医学的因果関係の順番で書いてください ◆II欄の傷病名の記載は各欄一つにしてください	(ア)直接死因	発病(発症)又は受傷から死亡までの期間 ◆年、月、日等の単位で書いてくださいただし、1日未満の場合は、時、分等の単位で書いてください (例:1年3ヵ月、5時間20分)		
		(イ)(ア)の原因			
(ウ)(イ)の原因					
(エ)(ウ)の原因					
手術 解剖	II 直接には死因に関係しないがI欄の傷病経過に影響を及ぼした傷病名等	部位及び主要所見	手術年月日	平成 昭和 年 月 日	
		主要所見			
死因の種類	1 病死及び自然死	不慮の外因死 { 2交通事故 3転倒・転落 4溺水 5煙、火災及び火焰による傷害 } 6窒息 7中毒 8その他			
	外因死 12 不詳の死	その他及び不詳の外因死 { 9自殺 10他殺 11その他及び不詳の外因 }			
外因死の追加事項 ◆伝聞又は推定情報の場合でも書いてください	傷害が発生したとき	平成・昭和	年 月 日	午前・午後	時 分
	傷害が発生したところの種別 手段及び状況	1住居 2工場及び建築現場 3道路 4その他 ()		傷害が発生したところ	都道府県 市区町村
生後1年未満で病死した場合の追加事項	出生時体重	グラム	単胎・多胎の別	1単胎 2多胎(子中第 子)	
	妊娠・分娩時における母体の病態又は異状	母の生年月日		妊娠週数 満 週	
その他特に付言すべきことがら	1無 2有		3不詳	前回までの妊娠の結果 出生児 人 死産児 胎 (妊娠満22週以後に限る)	
	上記のとおり診断する		診断年月日	平成 年 月 日	
〔病院、診療所、介護医療院若しくは介護老人保健施設等の名称及び所在地又は歯科医師の住所〕		本診断書発行年月日		平成 年 月 日	
(氏名) 歯科医師		番地 番 号		印	

生年月日が不詳の場合は、推定年齢をカッコを付して書いてください。
夜の12時は「午前0時」、昼の12時は「午後0時」と書いてください。

「5老人ホーム」は、介護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム及び有料老人ホームをいいます。
死亡したところの種別で「3介護医療院・介護老人保健施設」を選択した場合は、施設の名称に続けて、介護医療院、介護老人保健施設の別をカッコ内に書いてください。

傷病名等は、日本語で書いてください。
I欄では、各傷病について発病の型(例:急性)、病因(例:病原体名)、部位(例:胃噴門部がん)、性状(例:病理組織型)等もできるだけ書いてください。

妊娠中の死亡の場合は「妊娠満何週」、また、分娩中の死亡の場合は「妊娠満何週の分娩中」と書いてください。
産後42日未満の死亡の場合は「妊娠満何週産後満何日」と書いてください。

I欄及びII欄に關係した手術について、術式又はその診断名と関連のある所見等を書いてください。紹介状や伝聞等による情報についてもカッコを付して書いてください。

「2交通事故」は、事故発生からの期間にかかわらず、その事故による死亡が該当します。
「5煙、火災及び火焰による傷害」は、火災による一酸化炭素中毒、窒息等も含まれません。

「1住居」とは、住宅、庭等をいい、老人ホーム等の居住施設は含まれません。

傷害がどのような状況で起こったかを具体的に書いてください。

妊娠週数は、最終月経、基礎体温、超音波計測等により推定し、できるだけ正確に書いてください。
母子健康手帳等を参考に書いてください。

(社会保険診療報酬請求書審査委員会及び社会保険診療報酬請求書特別審査委員会規程の一部改正)
第十三条 社会保険診療報酬請求書審査委員会及び社会保険診療報酬請求書特別審査委員会規程(昭和二十三年厚生省令第五十六号)の一部を次の表のように改正する。

(傍線部分は改正部分)

改正後		改正前	
<p>第四条 審査委員会は、前条の審査をするときは、次の表の上欄に掲げる診療報酬請求書について、それぞれ同表の下欄に掲げる法律の規定、契約又は法第十五条第三項の規定に基づき厚生労働大臣の定める医療に関する給付を行う者の定めるところに基づき、診療報酬請求の適否を審査するものとする。</p>	<p>第四条 審査委員会は、前条の審査をするときは、次の表の上欄に掲げる診療報酬請求書について、それぞれ同表の下欄に掲げる法律の規定、契約又は法第十五条第三項の規定に基づき厚生労働大臣の定める医療に関する給付を行う者の定めるところに基づき、診療報酬請求の適否を審査するものとする。</p>	<p>(略)</p> <p>(略)</p> <p>法第十五条第二項に掲げる規定又は特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法(平成二十三年法律第二百二十六号)第十七条第一項の規定により診療報酬を請求することとなる医療機関その他の者(以下「指定医療機関」という。)の提出する診療報酬請求書</p>	<p>(略)</p> <p>(略)</p> <p>法第十五条第二項に掲げる規定又は特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法(平成二十三年法律第二百二十六号)第十七条第一項の規定により診療報酬を請求することとなる医療機関その他の者(以下「指定医療機関」という。)の提出する診療報酬請求書</p>
<p>(略)</p> <p>生活保護法(昭和二十五年法律第四十四号)第五十二条(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成六年法律第三十号)第十四条第四項(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律(平成十九年法律第二百二十七号)附則第四条第二項において準用する場合を含む。))においてその例による場合を含む。)、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第二百二十三号)第五十八条第三項及び第四項(同法第七十条第二項及び第七十一条第二項において準用する場合を含む。))並びに第六十二条(同法第七十二条において準用する場合を含む。)、児童福祉法(昭</p>	<p>(略)</p> <p>生活保護法(昭和二十五年法律第四十四号)第五十二条(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成六年法律第三十号)第十四条第四項(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律(平成十九年法律第二百二十七号)附則第四条第二項において準用する場合を含む。))においてその例による場合を含む。)、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第二百二十三号)第五十八条第三項及び第四項(同法第七十条第二項及び第七十一条第二項において準用する場合を含む。))並びに第六十二条(同法第七十二条において準用する場合を含む。)、児童福祉法(昭</p>		

和二十二年法律第六十四号)第十九条の十二(同法第二十一条の二、第二十一条の五の三十及び第二十四条の二十一(同法第二十四条の二十四第二項において適用する場合を含む。)並びに母子保健法(昭和四十年法律第四百一十一号)第二十条第七項において準用する場合を含む。)、原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律(平成六年法律第一百七号)第十四条、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成十年法律第一百四十四号)第四十一条、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和二十五年法律第二百二十三号)第二十九条の六、麻薬及び向精神薬取締法(昭和二十八年法律第十四号)第五十八条の十四、戦傷病者特別援護法(昭和三十八年法律第六十八号)第十四条(同法第二十条第三項及び同法附則第十一項において準用する場合を含む。)、心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律(平成十五年法律第一百十号)第八十二条、石綿による健康被害の救済に関する法律(平成十八年法律第四号)第十二条、難病の患者に対する医療等に関する法

和二十二年法律第六十四号)第十九条の十二(同法第二十一条の二、第二十一条の五の二十九及び第二十四条の二十一(同法第二十四条の二十四第二項において適用する場合を含む。)並びに母子保健法(昭和四十年法律第四百一十一号)第二十条第七項において準用する場合を含む。)、原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律(平成六年法律第一百七号)第十四条、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成十年法律第一百四十四号)第四十一条、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和二十五年法律第二百二十三号)第二十九条の六、麻薬及び向精神薬取締法(昭和二十八年法律第十四号)第五十八条の十四、戦傷病者特別援護法(昭和三十八年法律第六十八号)第十四条(同法第二十条第三項及び同法附則第十一項において準用する場合を含む。)、心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律(平成十五年法律第一百十号)第八十三条、石綿による健康被害の救済に関する法律(平成十八年法律第四号)第十二条、難病の患者に対する医療

<p>律（平成二十六年法律第五十号）第五條第二項及び第三項又は特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法第十二條第三項及び第四項若しくは第十三條第二項及び第三項</p>	<p>等に関する法律（平成二十六年法律第五十号）第五條第二項及び第三項又は特定型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法第十二條第三項及び第四項若しくは第十三條第二項及び第三項</p>
--	---

（生活保護法施行規則の一部改正）

第十四条 生活保護法施行規則（昭和二十五年厚生省令第二十二号）の一部を次のように改正する。
次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
<p>（指定介護機関の指定の申請等）</p> <p>第十条の六 法第五十四条の二第四項において準用する第四十九条の二第一項の規定により指定介護機関の指定を受けようとする地域密着型介護老人福祉施設、介護老人福祉施設、介護老人保健施設又は介護医療院の開設者は、次に掲げる事項を記載した申請書又は書類を、当該施設の所在地を管轄する地方厚生局長に提出しなければならない。</p> <p>一 地域密着型介護老人福祉施設、介護老人福祉施設又は介護医療院の施設の種類並びに名称及び所在地</p> <p>二 地域密着型介護老人福祉施設、介護老人福祉施設、介護老人保健施設又は介護医療院の管理者の氏名、生年月日及び住所</p> <p>三 当該申請に係る地域密着型介護老人福祉施設、介護老人福祉施設、介護老人保健施設又は介護医療院が、介護保険法第四十二条の二第一項若しくは第四十八条第一項第一号の指定又は同法第九十四条第一項若しくは第七十七条第一項の許可を受けている場合は、その旨</p> <p>四・五（略）</p> <p>2 法第五十四条の二第四項において準用する第四十九条の二第四項において準用する同条第一項又は法第五十四条の二第五項において準用する同条第一項の規定により指定介護機関の指定を受けようとする介護機関の開設者は、次に掲げる事項を記載した申請書又は書類を当該介護機関の所在地（その事業として居宅介護を行う者（以下「居宅介護事業者」という。）にあつては当該申請に係る居宅介護事業（居宅介護を行う事業をいう。以下同じ。）を行う事業所（以下「居宅介護事業所」という。）の所在地、その事業として居宅介護支援計画を作成する者（以下「居宅介護支援事業者」という。）にあつては当該申請に係る居宅介護支援事業（居宅介護支援計画を作成する事業をいう。以下同じ。）を行う事業所（以下「居宅介護支援事業所」という。）</p>	<p>（指定介護機関の指定の申請等）</p> <p>第十条の六 法第五十四条の二第四項において準用する第四十九条の二第一項の規定により指定介護機関の指定を受けようとする地域密着型介護老人福祉施設、介護老人福祉施設又は介護老人保健施設の開設者は、次に掲げる事項を記載した申請書又は書類を、当該施設の所在地を管轄する地方厚生局長に提出しなければならない。</p> <p>一 地域密着型介護老人福祉施設、介護老人福祉施設又は介護老人保健施設の施設の種類並びに名称及び所在地</p> <p>二 地域密着型介護老人福祉施設、介護老人福祉施設又は介護老人保健施設の管理者の氏名、生年月日及び住所</p> <p>三 当該申請に係る地域密着型介護老人福祉施設、介護老人福祉施設又は介護老人保健施設が、介護保険法第四十二条の二第一項若しくは第四十八条第一項第一号の指定又は同法第九十四条第一項の許可を受けている場合は、その旨</p> <p>四・五（略）</p> <p>2 法第五十四条の二第四項において準用する第四十九条の二第四項において準用する同条第一項又は法第五十四条の二第五項において準用する同条第一項の規定により指定介護機関の指定を受けようとする介護機関の開設者は、次に掲げる事項を記載した申請書又は書類を当該介護機関の所在地（その事業として居宅介護を行う者（以下「居宅介護事業者」という。）にあつては当該申請に係る居宅介護事業（居宅介護を行う事業をいう。以下同じ。）を行う事業所（以下「居宅介護事業所」という。）の所在地、その事業として居宅介護支援計画を作成する者（以下「居宅介護支援事業者」という。）にあつては当該申請に係る居宅介護支援事業（居宅介護支援計画を作成する事業をいう。以下同じ。）を行う事業所（以下「居宅介護支援事業所」という。）</p>

の所在地、特定福祉用具販売事業者（法第三十四条の二第二項に規定する特定福祉用具販売事業者をいう。以下同じ。）にあつては、当該申請に係る特定福祉用具販売事業（介護保険法第八條第十三項に規定する特定福祉用具販売を行う事業をいう。以下同じ。）を行う事業所（以下「特定福祉用具販売事業所」という。）の所在地、その事業として介護予防を行う者（以下「介護予防事業者」という。）にあつては当該申請に係る介護予防事業（介護予防を行う事業をいう。以下同じ。）を行う事業所（以下「介護予防事業所」という。）の所在地、その事業として法第十五條の二第六項に規定する介護予防支援計画を作成する者（以下「介護予防支援事業者」という。以下同じ。）にあつては当該申請に係る介護予防支援事業（介護予防支援計画を作成する事業をいう。以下同じ。）を行う事業所（以下「介護予防支援事業所」という。）の所在地、特定介護予防福祉用具販売事業者（法第三十四条の二第二項に規定する特定介護予防福祉用具販売事業者をいう。以下同じ。）にあつては当該申請に係る特定介護予防福祉用具販売事業（介護保険法第八條の二第十一項に規定する特定介護予防福祉用具販売を行う事業をいう。以下同じ。）を行う事業所（以下「特定介護予防福祉用具販売事業所」という。）の所在地、介護予防・日常生活支援事業者（法第三十四条の二第二項に規定する介護予防・日常生活支援事業者をいう。以下同じ。）にあつては当該申請に係る介護予防・日常生活支援事業（介護保険法第一百五條の四十五第一項第一号に規定する第一号事業を行う事業をいう。以下同じ。）を行う事業所（以下「介護予防・日常生活支援事業所」という。）の所在地（次条において同じ。）を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。

一 地域密着型介護老人福祉施設、介護老人福祉施設、介護老人保健又は介護医療院にあつては、当該施設の種類並びに名称及び所在地

二 四（略）

五 当該申請に係る介護機関が、介護保険法第四十一条第一項、第四十二条の二第一項、第四十六條第一項、第四十八條第一項第一号、第五十三條第一項、第五十四條の二第一項、第五十八條第一項若しくは第一百五條の四十五の三第一項の指定又は同法第九十四條第一項若しくは第九十七條第一項の許可を受けている場合は、その旨

六・七（略）

（指定介護機関の指定に係る介護機関の別段の申出）

第十条の七 法第五十四條の二第二項ただし書の規定による別段の申出は、次に掲げる事項を記載した申出書を当該介護機関の所在地を管轄する都道府県知事（国の開設した介護老人保健施設又は介護医療院にあつては、当該施設の所在地を管轄する地方厚生局長）に提出することにより行うものとする。

一 四（略）

の所在地、特定福祉用具販売事業者（法第三十四条の二第二項に規定する特定福祉用具販売事業者をいう。以下同じ。）にあつては、当該申請に係る特定福祉用具販売事業（介護保険法第八條第十三項に規定する特定福祉用具販売を行う事業をいう。以下同じ。）を行う事業所（以下「特定福祉用具販売事業所」という。）の所在地、その事業として介護予防を行う者（以下「介護予防事業者」という。）にあつては当該申請に係る介護予防事業（介護予防を行う事業をいう。以下同じ。）を行う事業所（以下「介護予防事業所」という。）の所在地、その事業として法第十五條の二第六項に規定する介護予防支援計画を作成する者（以下「介護予防支援事業者」という。以下同じ。）にあつては当該申請に係る介護予防支援事業（介護予防支援計画を作成する事業をいう。以下同じ。）を行う事業所（以下「介護予防支援事業所」という。）の所在地、特定介護予防福祉用具販売事業者（法第三十四条の二第二項に規定する特定介護予防福祉用具販売事業者をいう。以下同じ。）にあつては当該申請に係る特定介護予防福祉用具販売事業（介護保険法第八條の二第十一項に規定する特定介護予防福祉用具販売を行う事業をいう。以下同じ。）を行う事業所（以下「特定介護予防福祉用具販売事業所」という。）の所在地、介護予防・日常生活支援事業者（法第三十四条の二第二項に規定する介護予防・日常生活支援事業者をいう。以下同じ。）にあつては当該申請に係る介護予防・日常生活支援事業（介護保険法第一百五條の四十五第一項第一号に規定する第一号事業を行う事業をいう。以下同じ。）を行う事業所（以下「介護予防・日常生活支援事業所」という。）の所在地（次条において同じ。）を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。

一 地域密着型介護老人福祉施設、介護老人福祉施設又は介護老人保健施設にあつては、当該施設の種類並びに名称及び所在地

二 四（略）

五 当該申請に係る介護機関が、介護保険法第四十一条第一項、第四十二条の二第一項、第四十六條第一項、第四十八條第一項第一号、第五十三條第一項、第五十四條の二第一項、第五十八條第一項若しくは第一百五條の四十五の三第一項の指定又は同法第九十四條第一項の許可を受けている場合は、その旨

六・七（略）

（指定介護機関の指定に係る介護機関の別段の申出）

第十条の七 法第五十四條の二第二項ただし書の規定による別段の申出は、次に掲げる事項を記載した申出書を当該介護機関の所在地を管轄する都道府県知事（国の開設した介護老人保健施設にあつては、当該施設の所在地を管轄する地方厚生局長）に提出することにより行うものとする。

一 四（略）

(指定の告示)

第十二条 厚生労働大臣又は都道府県知事が法第五十五条の三(同条第一号の場合に限る。)の規定により告示する事項は、次に掲げる事項とする。

一 (略)

二 病院、診療所若しくは薬局又は地域密着型介護老人福祉施設、介護老人福祉施設、介護老人保健施設若しくは介護医療院にあつてはその名称及び所在地

三・四 (略)

(変更等の届出)

第十四条 法第五十条の二(法第五十四条の二第四項及び第五項並びに第五十五条第二項において準用する場合を含む。次項において同じ。)に規定する厚生労働省令で定める事項は、法第四十九条の指定医療機関の指定を受けた医療機関であつて、国の開設した病院若しくは診療所又は薬局にあつては第十条第一項各号(第四号を除く。)に掲げる事項とし、それ以外の病院若しくは診療所(生活保護法施行令第四条各号に掲げるものを含む。)又は薬局にあつては同条第二項各号(第六号を除く。)に掲げる事項とし、法第五十四条の二第一項の指定介護機関の指定を受けた介護機関であつて、国の開設した地域密着型介護老人福祉施設、介護老人福祉施設、介護老人保健施設又は介護医療院にあつては第十条の六第一項各号(第四号を除く。)に掲げる事項とし、それ以外の介護機関にあつては同条第二項各号(第六号を除く。)に掲げる事項とし、法第五十五条第一項の指定助産機関又は指定施術機関の指定を受けた助産師又は施術者にあつては第十条の八第一項第一号及び第三号に掲げる事項(次項において「届出事項」という。)とする。

2 (略)

3 指定医療機関、指定介護機関、指定助産機関又は指定施術機関(以下「指定医療機関等」という。)は、医療法(昭和二十三年法律第二百五号)第二十四条、第二十八条若しくは第二十九条、健康保険法第九十五条、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第七十二条第四項、第七十五条第一項若しくは第七十五条の二第一項、医師法(昭和二十三年法律第二百一十号)第七条第一項若しくは第二項、歯科医師法(昭和二十三年法律第二百二号)第七条第一項若しくは第二項、介護保険法第七十七条第一項、第七十八条の十第一項、第八十四条第一項、第九十二条第一項、第一百一条、第一百零二条、第一百零三条第三項、第一百零四条第一項、第一百零四条第二項、第一百零四条の六第一項、第一百零五条の九第一項、第一百零五条の十九第一項、第一百零五条の二十九第一項若しくはは第一百零五条の三十五第六項、保健師助産師看護師法(昭和二十三年法律第二百三十三号)第十四条第一項、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律(昭和二十二年法律第二百十七号)第九条第一項若しくはは第二十一条第二項又は柔道整復師法(昭和四十五年法律第十九号)第八条第一項若しくはは第二十一条に規定する処分を受けたときは、その旨を記載した届書により、十日以内に、法第四十九条、第五十四条の二第一項又は第五十五条第一項の指定をした地方厚生局長又は都道府県知事に届け出なければならない。

(指定の告示)

第十二条 厚生労働大臣又は都道府県知事が法第五十五条の三(同条第一号の場合に限る。)の規定により告示する事項は、次に掲げる事項とする。

一 (略)

二 病院、診療所若しくは薬局又は地域密着型介護老人福祉施設、介護老人福祉施設若しくは介護老人保健施設にあつてはその名称及び所在地

三・四 (略)

(変更等の届出)

第十四条 法第五十条の二(法第五十四条の二第四項及び第五項並びに第五十五条第二項において準用する場合を含む。次項において同じ。)に規定する厚生労働省令で定める事項は、法第四十九条の指定医療機関の指定を受けた医療機関であつて、国の開設した病院若しくは診療所又は薬局にあつては第十条第一項各号(第四号を除く。)に掲げる事項とし、それ以外の病院若しくは診療所(生活保護法施行令第四条各号に掲げるものを含む。)又は薬局にあつては同条第二項各号(第六号を除く。)に掲げる事項とし、法第五十四条の二第一項の指定介護機関の指定を受けた介護機関であつて、国の開設した地域密着型介護老人福祉施設、介護老人福祉施設又は介護老人保健施設にあつては第十条の六第一項各号(第四号を除く。)に掲げる事項とし、それ以外の介護機関にあつては同条第二項各号(第六号を除く。)に掲げる事項とし、法第五十五条第一項の指定助産機関又は指定施術機関の指定を受けた助産師又は施術者にあつては第十条の八第一項第一号及び第三号に掲げる事項(次項において「届出事項」という。)とする。

2 (略)

3 指定医療機関、指定介護機関、指定助産機関又は指定施術機関(以下「指定医療機関等」という。)は、医療法(昭和二十三年法律第二百五号)第二十四条、第二十八条若しくは第二十九条、健康保険法第九十五条、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第七十二条第四項、第七十五条第一項若しくは第七十五条の二第一項、医師法(昭和二十三年法律第二百一十号)第七条第一項若しくは第二項、歯科医師法(昭和二十三年法律第二百二号)第七条第一項若しくは第二項、介護保険法第七十七条第一項、第七十八条の十第一項、第八十四条第一項、第九十二条第一項、第一百一条、第一百零二条、第一百零三条第三項、第一百零四条第一項、第一百零四条第二項、第一百零四条の六第一項、第一百零五条の九第一項、第一百零五条の十九第一項、第一百零五条の二十九第一項若しくはは第一百零五条の三十五第六項、保健師助産師看護師法(昭和二十三年法律第二百三十三号)第十四条第一項、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律(昭和二十二年法律第二百十七号)第九条第一項若しくはは第二十一条第二項又は柔道整復師法(昭和四十五年法律第十九号)第八条第一項若しくはは第二十一条に規定する処分を受けたときは、その旨を記載した届書により、十日以内に、法第四十九条、第五十四条の二第一項又は第五十五条第一項の指定をした地方厚生局長又は都道府県知事に届け出なければならない。

様式第三号を次のように改める。

様式第三号 (第十三条関係)

○

生活保護指定 (医)

○

病院、診療所、訪問看護事業者、居宅サービス事業者、介護予防サービス事業者、薬局、歯科医、地域密着型介護老人福祉施設、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、居宅介護事業者、居宅介護支援事業者、特定福祉用具販売事業者、介護予防事業者、地域包括支援センター、特定介護予防福祉用具販売事業者、助産師、施術者

備考 この表示の規格は、縦百二十五ミリメートル、横五十五ミリメートル程度とする。

(精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行規則の一部改正)
第十五条 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行規則(昭和二十五年厚生省令第三十一号)の一部を次の表のように改正する。

(傍線部分は改正部分)

改	正	後
第十五条の五 法第三十三条の五の厚生労働省令で定める者は、次の各号に掲げるものとする。 一 九 (略)	第十五条の五 法第三十三条の五の厚生労働省令で定める者は、次の各号に掲げるものとする。 一 九 (略)	十 介護保険法第八十八条第二十八項に規定する介護保健施設サービスを行う者 十一 介護保険法第八十八条第二十九項に規定する介護医療院サービスを行う者 十二 十六 (略)

(国民健康保険法施行規則の一部改正)

第十六条 国民健康保険法施行規則(昭和三十三年厚生省令第五十三号)の一部を次の表のように改正する。

(傍線部分は改正部分)

改	正	後
第五条の五 法第九条第三項に規定する厚生労働省令で定める医療に関する給付は、次のとおりとする。 一 児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号)第十九条の二第一項の小児慢性特定疾病医療費の支給、同法第二十条第二項の医療に係る療育の給付又は同法第二十一条の五の二十九第一項の肢体不自由児通所医療費若しくは同法第二十四条の二十第一項(同法第二十四条の二十四第二項において適用する場合を含む。)の障害児入所医療費の支給 二 十二 (略)	第五条の五 法第九条第三項に規定する厚生労働省令で定める医療に関する給付は、次のとおりとする。 一 児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号)第十九条の二第一項の小児慢性特定疾病医療費の支給、同法第二十条第二項の医療に係る療育の給付又は同法第二十一条の五の二十八第一項の肢体不自由児通所医療費若しくは同法第二十四条の二十第一項(同法第二十四条の二十四第二項において適用する場合を含む。)の障害児入所医療費の支給 二 十二 (略)	一 児童福祉法第十九条の二第一項の小児慢性特定疾病医療費の支給、同法第二十条第二項の医療に係る療育の給付又は同法第二十一条の五の二十九第一項の肢体不自由児通所医療費若しくは同法第二十四条の二十第一項(同法第二十四条の二十四第二項において適用する場合を含む。)の障害児入所医療費の支給 二 十一 (略)
第二十七条の十二 令第二十九条の二第一項第二号に規定する厚生労働省令で定める医療に関する給付は、次のとおりとする。 一 児童福祉法第十九条の二第一項の小児慢性特定疾病医療費の支給、同法第二十条第二項の医療に係る療育の給付又は同法第二十一条の五の二十九第一項の肢体不自由児通所医療費若しくは同法第二十四条の二十第一項(同法第二十四条の二十四第二項において適用する場合を含む。)の障害児入所医療費の支給 二 十一 (略)	第二十七条の十五 令第二十九条の四第三項に規定する厚生労働省令で定める医療に関する給付は、被保険者が保険医療機関等について受ける療養については、次のとおりとする。 一 児童福祉法第十九条の二第一項の小児慢性特定疾病医療費の支給、同法第二十条第二項の医療に係る療育の給付又は同法第二十一条の五の二十八第一項の肢体不自由児通所医療費若しくは同法第二十四条の二十第一項(同法第二十四条の二十四第二項において適用する場合を含む。)の障害児入所医療費の支給 二 八 (略)	第二十七条の十五 令第二十九条の四第三項に規定する厚生労働省令で定める医療に関する給付は、被保険者が保険医療機関等について受ける療養については、次のとおりとする。 一 児童福祉法第十九条の二第一項の小児慢性特定疾病医療費の支給、同法第二十条第二項の医療に係る療育の給付又は同法第二十一条の五の二十九第一項の肢体不自由児通所医療費若しくは同法第二十四条の二十第一項(同法第二十四条の二十四第二項において適用する場合を含む。)の障害児入所医療費の支給 二 八 (略)

<p>(市町村が特別徴収義務者等に対する通知を行う事由等)</p> <p>第三十二条の二十六 準用介護保険法第三十八条第一項(令第二十九条の十八から第二十九条の二十二までにおいて準用する場合を含む。)の厚生労働省令で定める場合は、次のとおりとする。</p> <p>一～三 (略)</p> <p>四 当該特別徴収対象被保険者が、法第百十六条の二第一項又は第二項の規定の適用を受ける場合であつて、介護保険法第十三条第一項及び第二項(介護保険法施行法第十一条第三項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)の規定の適用を受けないとき。</p> <p>五 (略)</p>	<p>(市町村が特別徴収義務者等に対する通知を行う事由等)</p> <p>第三十二条の二十六 準用介護保険法第三十八条第一項(令第二十九条の十八から第二十九条の二十二までにおいて準用する場合を含む。)の厚生労働省令で定める場合は、次のとおりとする。</p> <p>一～三 (略)</p> <p>四 当該特別徴収対象被保険者が、法第百十六条の二第一項又は第二項の規定の適用を受ける場合であつて、介護保険法第十三条第一項及び第二項の規定の適用を受けないとき。</p> <p>五 (略)</p>
---	--

第十七条 国民健康保険の調整交付金等の交付額の算定に関する省令の一部改正
 (国民健康保険の調整交付金等の交付額の算定に関する省令の一部改正)
 (傍線部分は改正部分)

<p>附則</p> <p>(病床転換支援金等を納付する都道府県の調整交付金の特例)</p> <p>第三条 平成三十六年三月三十一日までの間、都道府県(退職被保険者等所属都道府県を除く。)について、第四条の規定を適用する場合には、同条第一項第二号イ中「後期高齢者支援金」とあるのは「後期高齢者支援金及び高齢者医療確保法の規定による病床転換支援金」とする。</p> <p>2 平成三十六年三月三十一日までの間、退職被保険者等所属都道府県について、前条の規定により読み替えられた第四条の規定を適用する場合には、前条の規定により読み替えられた第四条第一項第二号イ中「の納付に要した費用の額から後期高齢者支援金」とあるのは「及び高齢者医療確保法の規定による病床転換支援金(以下この号において「病床転換支援金」という。)の納付に要した費用の額から後期高齢者支援金及び病床転換支援金」とする。</p>	<p>附則</p> <p>(病床転換支援金等を納付する市町村の調整交付金の特例)</p> <p>第三条 平成三十年三月三十一日までの間、市町村(退職被保険者等所属市町村を除く。)について、第四条の規定を適用する場合には、第四条第一項第二号中「後期高齢者支援金」とあるのは「後期高齢者支援金及び高齢者医療確保法の規定による病床転換支援金」とする。</p> <p>2 平成三十年三月三十一日までの間、退職被保険者等所属市町村について、前条の規定により読み替えられた第四条の規定を適用する場合には、前条の規定により読み替えられた第四条第一項第二号中「の納付に要した費用の額から後期高齢者支援金」とあるのは「及び高齢者医療確保法の規定による病床転換支援金(以下この号において「病床転換支援金」という。)の納付に要した費用の額から後期高齢者支援金及び病床転換支援金」とする。</p>
---	--

第十八条 社会保険労務士法施行規則(昭和四十三年厚生省令第一号)の一部を次の表のように改正する。
 (社会保険労務士法施行規則の一部改正)
 (傍線部分は改正部分)

<p>改正後</p> <p>別表(第一条関係)</p> <p>一～五十四 (略)</p> <p>五十五 介護保険法(平成九年法律第百二十三号)及び同法に基づく命令に係る申請等 同法第二十四条第一項の居宅サービス等を行った者等の報告等、同条第二項の介護給付等を受けた被保険者等の報告等、同法第四十二条第四項の居宅サービス等を担当する者等の報告等、同法第四十二条の三第三項の地域密着型サービス等を担当する者等の報告等、同法第四十五条第八項の住宅改修を行う者等の報告等、同法第四十七条第四項の居宅介護支援等を担当する者等の報告等、同法第四十九条第三項の施設サービス等を担当する者等の報告等、同法第五</p>	<p>改正前</p> <p>別表(第一条関係)</p> <p>一～五十四 (略)</p> <p>五十五 介護保険法(平成九年法律第百二十三号)及び同法に基づく命令に係る申請等 同法第二十四条第一項の居宅サービス等を行った者等の報告等、同条第二項の介護給付等を受けた被保険者等の報告等、同法第四十二条第四項の居宅サービス等を担当する者等の報告等、同法第四十二条の三第三項の地域密着型サービス等を担当する者等の報告等、同法第四十五条第八項の住宅改修を行う者等の報告等、同法第四十七条第四項の居宅介護支援等を担当する者等の報告等、同法第四十九条第三項の施設サービス等を担当する者等の報告等、同法第五</p>
--	--

第十四条第四項の介護予防サービス等を担当する者等の報告等、同法第五十四条の三第三項の地域密着型介護予防サービス等を担当する者等の報告等、同法第五十七条第八項の住宅改修を行う者等の報告等、同法第五十九条第四項の介護予防支援等を担当する者等の報告等、同法第六十九条の二十二第一項及び第二項の登録試験問題作成機関の報告等、同法第六十九条の三十第一項（同法第六十九条の三十三第二項において準用する場合を含む。）の指定試験実施機関等の報告等、同法第六十九条の三十八第一項の介護支援専門員の報告等、同法第七十六条第一項の指定居宅サービス事業者等の報告等、同法第七十八条の七第一項の指定地域密着型サービス事業者等の報告等、同法第八十三条第一項の指定居宅介護支援事業者等の報告等、同法第九十条第一項の指定介護老人福祉施設等の報告等、同法第一百条第一項の介護老人保健施設の開設者等の報告等、同法第一百四十四条の二第二項の介護医療院の開設者等の報告等、同法第一百五十五条の七第一項の指定介護予防サービス事業者等の報告等、同法第一百五十五条の十七第一項の指定地域密着型介護予防サービス事業者等の報告等、同法第一百五十五条の二十七第一項の指定介護予防防支援助事業者等の報告等、同法第一百五十五条の三十三第一項の介護サービス事業者等の報告等、同法第一百五十五条の四十第一項（同法第一百五十五条の四十二第三項において準用する場合を含む。）の指定調査機関等の報告等、同法第一百五十五条の四十五の七第一項の指定事業者等の報告等、同法第八十一条第一項の指定居宅サービス事業者等の報告等、同条第二項の指定地域密着型介護予防サービス事業者等の報告等、介護保険法施行令（平成十年政令第四百十二号）第十一条の四の指定市町村事務受託法人の報告並びに同令第十一条の九の指定都道府県事務受託法人の報告以外の申請等

五十六（略）

第十四条第四項の介護予防サービス等を担当する者等の報告等、同法第五十四条の三第三項の地域密着型介護予防サービス等を担当する者等の報告等、同法第五十七条第八項の住宅改修を行う者等の報告等、同法第五十九条第四項の介護予防支援等を担当する者等の報告等、同法第六十九条の二十二第一項及び第二項の登録試験問題作成機関の報告等、同法第六十九条の三十第一項（同法第六十九条の三十三第二項において準用する場合を含む。）の指定試験実施機関等の報告等、同法第六十九条の三十八第一項の介護支援専門員の報告等、同法第七十六条第一項の指定居宅サービス事業者等の報告等、同法第七十八条の七第一項の指定地域密着型サービス事業者等の報告等、同法第八十三条第一項の指定居宅介護支援事業者等の報告等、同法第九十条第一項の指定介護老人福祉施設等の報告等、同法第一百条第一項の介護老人保健施設の開設者等の報告等、同法第一百五十五条の七第一項の指定介護予防サービス事業者等の報告等、同法第一百五十五条の十七第一項の指定地域密着型介護予防サービス事業者等の報告等、同法第一百五十五条の二十七第一項の指定介護予防防支援助事業者等の報告等、同法第一百五十五条の三十三第一項の介護サービス事業者等の報告等、同法第一百五十五条の四十第一項（同法第一百五十五条の四十二第三項において準用する場合を含む。）の指定調査機関等の報告等、同法第一百五十五条の四十五の七第一項の指定事業者等の報告等、同法第八十一条第一項の指定居宅サービス事業者等の報告等、同条第二項の指定地域密着型介護予防サービス事業者等の報告等、介護保険法施行令（平成十年政令第四百十二号）第十一条の四の指定市町村事務受託法人の報告並びに同令第十一条の九の指定都道府県事務受託法人の報告以外の申請等

五十六（略）

（国民健康保険の事務費負担金等の交付額等の算定に関する省令の一部改正）
 第十九条 国民健康保険の事務費負担金等の交付額等の算定に関する省令（昭和四十七年厚生省令第十一号）の一部を次の表のように改正する。

改 正 後

附 則

（病床転換支援金を納付する組合の事務費負担金及び療養給付費等補助金の特例）

第四条 平成三十六年三月三十一日までの間、第二条、第七条、第七條の四から第七條の九まで、第十三条及び第十四条の規定を適用する場合には、これらの規定のうち次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

（表略）
 （病床転換支援金を納付する都道府県に係る算定政令第二条第五項及び第六項の厚生労働省令で定める算定方法の特例）

第四条の二 平成三十六年三月三十一日までの間、都道府県（退職被保険者等所属都道府県を除く。）について、第六条の二を適用する場合には、同条第一号口(2)中「後期高齢者支援金」とあるのは「後期高齢者支援金及び高齢者医療確保法の規定による病床転換支援金」とする。

改 正 前

附 則

（病床転換支援金を納付する組合の事務費負担金及び療養給付費等補助金の特例）

第四条 平成三十年三月三十一日までの間、第二条、第七条、第七條の四から第七條の七まで、第十三条及び第十四条の規定を適用する場合には、これらの規定のうち次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

（表略）
 （平成二十九年度における組合に対する補助の特例）

第四条の二 平成二十九年度において、前条の規定により読み替えられた第七条、第七條の九及び第十三条を適用する場合には、前条の規定により読み替えられた第七条、第七條の九並びに第十三条第二項第二号口及び第三号イからハまで中「附則第十三条」とあるのは、「附則第十五条の規定により読み替えられた算定政令附則第十三条」とする。

（傍線部分は改正部分）

2 平成三十六年三月三十一日までの間、退職被保険者等所属都道府県について、附則第三条の規定により読み替えられた第六条の二を適用する場合においては、同条第一号ロ(2)中「後期高齢者支援金」とあるのは「後期高齢者支援金及び高齢者医療確保法の規定による病床転換支援金」とする。

(平成三十年度における組合に対する補助の特例)

第四条の三 平成三十年度において、附則第四条の規定により読み替えられた第七条、第七条の七から第七条の九まで及び第十三条の規定を適用する場合には、これらの規定のうち次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

附則第四条の規定により読み替えられた第七条(見出しを含む。)	附則第十三条	附則第十五条の規定により読み替えられた算定政令附則第十三条
附則第四条の規定により読み替えられた第七条の七(見出しを含む。)	附則第十三条	附則第十五条の規定により読み替えられた算定政令附則第十三条
附則第四条の規定により読み替えられた第七条の八(見出しを含む。)	附則第十三条	附則第十五条の規定により読み替えられた算定政令附則第十三条
附則第四条の規定により読み替えられた第七条の九(見出しを含む。)	附則第十三条	附則第十五条の規定により読み替えられた算定政令附則第十三条

(平成三十年度における組合に対する補助の特例)

第四条の三 平成三十年度において、第七条、第七条の七から第七条の九まで及び第十三条の規定を適用する場合には、これらの規定のうち次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第七条(見出しを含む。)	第五条第一項第一号ロ(2)	附則第十六条の規定により読み替えられた算定政令第五条第一項第一号ロ(2)
第七条の七(見出しを含む。)	第五条第五項第二号	附則第十六条の規定により読み替えられた算定政令第五条第五項第二号
第七条の八(見出しを含む。)	第五条第五項第三号ロ	附則第十六条の規定により読み替えられた算定政令第五条第五項第三号ロ
第七条の九(見出しを含む。)	第五条第五項第三号ハ	附則第十六条の規定により読み替えられた算定政令第五条第五項第三号ハ

定政令附則第十三条の規定により読み替えられた算定政令第五条第五号の規定による額

三| イに掲げる額
 (前期高齢者交付金がある場合に、イに掲げる額から口に掲げる額を控除した額)にハに掲げる額を乗じて得た額

四| イに掲げる額(前期高齢者交付金がある場合には、イに掲げる額から口に掲げる額を控除した額)にハに掲げる額を乗じて得た額

イ| 特定納付費用見込額のうち算定政令附則第十三条の規定により読み替えられた算定政令第五条第五号の規定による額

ロ| 算定政令附則第十三条の規定により読み替えられた算定政令第五条第五号の規定による額

三| イに掲げる額
 (前期高齢者交付金がある場合に、イに掲げる額から口に掲げる額を控除した額)にハに掲げる額を乗じて得た額

四| イに掲げる額(前期高齢者交付金がある場合には、イに掲げる額から口に掲げる額を控除した額)にハに掲げる額を乗じて得た額

イ| 特定納付費用見込額のうち第二号ロに掲げる額及び前号イに掲げる額の合計額を控除した額

ロ| 組合特定被保険者に係る前期高齢者交付金の額のうち第二号ハ及び前号ロに掲げる額の合算額を控除した額

ハ| 算定政令別表第三の上欄に掲げる当該組合の組合被保険者一人当たり所得額の区分に応じ、同表の下欄に掲げる割合

定政令第五条第五号第二号に規定する額

三| イに掲げる額
 (前期高齢者交付金がある場合に、イに掲げる額から口に掲げる額を控除した額)にハに掲げる額を乗じて得た額

四| イに掲げる額(前期高齢者交付金がある場合には、イに掲げる額から口に掲げる額を控除した額)にハに掲げる額を乗じて得た額

イ| 特定納付費用見込額のうち第二号ロ及び前号イに掲げる額の合算額(前期高齢者交付金がある場合には、当該合算額から組合特定被保険者に係る前期高齢者交付金の額を控除した額)を控除した額

ロ| 算定政令別表第三の上欄に掲げる当該組合の組合被保険者一人当たり所得額の区分に応じ、同表の下欄に掲げる割合

三| イに掲げる額
 (前期高齢者交付金がある場合に、イに掲げる額から口に掲げる額を控除した額)にハに掲げる額を乗じて得た額

四| イに掲げる額(前期高齢者交付金がある場合には、イに掲げる額から口に掲げる額を控除した額)にハに掲げる額を乗じて得た額

イ| 特定納付費用見込額のうち第二号ロ及び前号イに掲げる額の合算額(前期高齢者交付金がある場合には、当該合算額から組合特定被保険者に係る前期高齢者交付金の額を控除した額)を控除した額

ロ| 算定政令別表第三の上欄に掲げる当該組合の組合被保険者一人当たり所得額の区分に応じ、同表の下欄に掲げる割合

--

<p>ハ 算定政令附則 第十三条の規定 により読み替え られた算定政令 第五条第五項第 三号ホに掲げる 割合</p> <p>四 イに掲げる額 (前期高齢者交付 金がある場合に は、イに掲げる額 からロに掲げる額 を控除した額)に ハに掲げる割合を 乗じて得た額</p> <p>イ 特定納付費用 見込額のうち第 二号ロに掲げる 額及び前号イに 掲げる額の合算 額を控除した額</p> <p>ロ 組合特定被保 険者に係る前期 高齢者交付金の 額のうち第二号 ハ及び前号ロに 掲げる額の合算 額を控除した額</p> <p>ハ 算定政令別表 第三の上欄に掲 げる当該組合の 組合被保険者一 人当たりの所得 額の区分に応 じ、同表の下欄 に掲げる割合</p>	
---	--

--

--

--

--

(平成三十一年度における組合に対する補助の特例)
 第四条の四 平成三十一年度において、附則第四条の規定により読み替えられた第七条、第七条の七から第七条の九まで及び第十三条の規定を適用する場合には、これらの規定のうち次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

附則第四条の規定により読み替えられた第七条(見出しを含む。)	附則第十三条	附則第十六条の規定により読み替えられた算定政令附則第十三条
附則第四条の規定により読み替えられた第七条の七(見出しを含む。)	附則第十三条	附則第十六条の規定により読み替えられた算定政令附則第十三条
附則第四条の規定により読み替えられた第七条の八(見出しを含む。)	附則第十三条	附則第十六条の規定により読み替えられた算定政令附則第十三条
附則第四条の規定により読み替えられた第七条の九(見出しを含む。)	附則第十三条	附則第十六条の規定により読み替えられた算定政令附則第十三条

(平成三十一年度における組合に対する補助の特例)
 第四条の四 平成三十一年度において、第七条、第七条の七から第七条の九まで及び第十三条の規定を適用する場合には、これらの規定のうち次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第七条(見出しを含む。)	第五条第一項第一号口	附則第十七条の規定により読み替えられた算定政令第五条第一項第一号口(2)
第七条の七(見出しを含む。)	第五条第五項第二号	附則第十七条の規定により読み替えられた算定政令第五条第五項第二号
第七条の八(見出しを含む。)	第五条第五項第三号口	附則第十七条の規定により読み替えられた算定政令第五条第五項第三号口
第七条の九(見出しを含む。)	第五条第五項第三号ハ	附則第十七条の規定により読み替えられた算定政令第五条第五項第三号ハ

り読み替えられた算定政令第五
 条第五項第二号に規定する額
 ハ 算定政令附則第十三条の規定により読み替えられた算定政令第五
 条第四項第二号に規定する額
 三
 イに掲げる額
 (前期高齢者交付金がある場合には、イに掲げる額からロに掲げる額を控除した額)にハに掲げる割合を乗じて得た額
 イ 特定納付費用見込額のうち算定政令附則第十三条の規定により読み替えられた算定政令第五
 条第五項第三号イからハまでに規定する額の合算額
 ロ 算定政令附則第十三条の規定により読み替えられた算定政令第五
 条第五項第三号イからハまでに規定する額

る額を控除した額)にハに掲げる割合を乗じて得た額
 イ 特定納付費用見込額のうち算定政令附則第十六条の規定により読み替えられた算定政令第十三条の規定により読み替えられた算定政令第五
 条第五項第三号イからハまでに規定する額の合算額
 ロ 算定政令附則第十六条の規定により読み替えられた算定政令第十三条の規定により読み替えられた算定政令第五
 条第五項第三号イからハまでに規定する額
 ハ 算定政令附則第十六条の規定により読み替えられた算定政令第十三条の規定により読み替えられた算定政令第五
 条第五項第三号イからハまでに規定する額
 四
 イに掲げる額(前期高齢者交付金がある場合には、イに掲げる額からロに掲げる額を控除した額)にハに掲げる割合を乗じて得た額
 イ 特定納付費用見込額のうち第二号ロに掲げる額及び前号イに掲げる額の合算額を控除した額
 ロ 組合特定被保険者に係る前期高齢者交付金の額のうち第二号ハ及び前号ロに掲げる額の合算額を控除した額
 ハ 算定政令別表第三の上欄に掲げる当該組合の組合被保険者一人当たり所得額の区分に応じ、同表の下欄に掲げる割合

定する額
 ハ 算定政令第五
 条第四項第二号に規定する額
 三
 イに掲げる額
 (前期高齢者交付金がある場合には、イに掲げる額からロに掲げる額を控除した額)にハに掲げる割合を乗じて得た額
 イ 特定納付費用見込額のうち算定政令第五
 条第五項第三号イからハまでに規定する額の合算額
 ロ 算定政令第五
 条第五項第三号イからハまでに規定する額

イ 特定納付費用見込額のうち算定政令附則第十七条の規定により読み替えられた算定政令第五
 条第五項第三号イからハまでに規定する額の合算額
 ロ 算定政令附則第十七条の規定により読み替えられた算定政令第五
 条第五項第三号イからハまでに規定する額
 ハ 算定政令附則第十七条の規定により読み替えられた算定政令第五
 条第五項第三号イからハまでに規定する額
 四
 イに掲げる額にロに掲げる割合を乗じて得た額
 イ 特定納付費用見込額のうち第二号ロ及び前号イに掲げる額の合算額(前期高齢者交付金がある場合には、当該合算額から組合特定被保険者に係る前期高齢者交付金の額を控除した額)を控除した額
 ロ 算定政令別表第三の上欄に掲げる当該組合の組合被保険者一人当たり所得額の区分に応じ、同表の下欄に掲げる割合

	<p>ハ 算定政令附則第十三条の規定により読み替えられた算定政令第五条第五項第三号ホに掲げる割合</p> <p>四 イに掲げる額 (前期高齢者交付金がある場合には、イに掲げる額からロに掲げる額を控除した額)に</p> <p>ハに掲げる割合を乗じて得た額</p> <p>イ 特定納付費用見込額のうち第二号ロに掲げる額及び前号イに掲げる額の合算額を控除した額</p> <p>ロ 組合特定被保険者に係る前期高齢者交付金の額のうち第二号ハ及び前号ロに掲げる額の合算額を控除した額</p> <p>ハ 算定政令別表第三の上欄に掲げる当該組合の組合被保険者一人当たり所得額の区分に応じ、同表の下欄に掲げる割合</p>

第五條 (経過的组合員を組合員とする組合に対する補助金の特例)
 第七條において「経過的组合員」というを組合員とする組合について、附則第四条の三の規定により読み替えられた附則第四条の規定により読み替えられた第七條、附則第四条の規定に

第五條 (経過的组合員を組合員とする組合に対する補助金の特例)
 第二條の規定により読み替えられた附則第四条の規定により読み替えられた第七條、附則第四条の規定により読み替えられた第七條の四から第七條の六まで及び第十三條の規定を適用する

附則第四条の規定により読み替えられた第七條の五 (見出しを含む。)	附則第十三條	附則第十七條の規定により読み替えられた算 定政令附則第十三條
	(略)	(略)
附則第四条の規定により読み替えられた第七條の六 (見出しを含む。)	第五條第五項第一號	附則第十七條の規定により読み替えられた算 定政令第五條第五項第一號
	(略)	(略)
附則第四条の三の規定により読み替えられた附則第四条の規定により読み替えられた第十三條第二項第二號ハ	附則第十五條	附則第十七條の規定により読み替えられた算 定政令附則第十五條
	(略)	(略)
附則第四条の三の規定により読み替えられた附則第四条の規定により読み替えられた第十三條第二項第二號ハ	附則第十三條	附則第十七條の規定により読み替えられた算 定政令附則第十三條
	(略)	(略)
附則第四条の三の規定により読み替えられた附則第四条の規定により読み替えられた第十三條第二項第二號ハ	附則第十五條	附則第十七條の規定により読み替えられた算 定政令附則第十五條
	(略)	(略)

第六條 平成三十一年度において、経過的組合員を組合員とする組合について、附則第四条の四の規定により読み替えられた附則第四条の規定により読み替えられた第七條、附則第四条の規定により読み替えられた第七條の四から第七條の六まで及び附則第四条の四の規定により読み替えられた附則第四条の規定により読み替えられた第十三條の規定を適用する場合においては、これらの規定のうち次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ下欄に掲げる字句とする。

附則第四条の規定により読み替えられた第七條の五 (見出しを含む。)	附則第十三條	附則第十八條の規定により読み替えられた算 定政令附則第十三條
	(略)	(略)
附則第四条の規定により読み替えられた第七條の六 (見出しを含む。)	第五條第五項第一號	附則第十八條の規定により読み替えられた算 定政令第五條第五項第一號
	(略)	(略)
附則第四条の二の規定により読み替えられた附則第四条の規定により読み替えられた第十三條第二項第二號ハ	附則第十五條	附則第十八條の規定により読み替えられた算 定政令附則第十五條
	(略)	(略)
附則第四条の二の規定により読み替えられた附則第四条の規定により読み替えられた第十三條第二項第二號ハ	附則第十三條	附則第十八條の規定により読み替えられた算 定政令附則第十三條
	(略)	(略)
附則第四条の二の規定により読み替えられた附則第四条の規定により読み替えられた第十三條第二項第二號ハ	附則第十五條	附則第十八條の規定により読み替えられた算 定政令附則第十五條
	(略)	(略)

(新設)

<p>附則第四条の四の規定により読み替えられた附則第四条の規定により読み替えられた第七條の四（見出しを含む）</p>	<p>附則第十三条 組合特定被保険者</p>	<p>附則第十八条の規定により読み替えられた算定政令附則第十三条 組合特定被保険者（経過の組合員であつて指定組合特定被保険者又は小規模事業所等常勤経過の組合員でないもの及び経過の世帯員であるものを除く。）</p>	<p>第七條第一項第二号イ</p>	<p>でないもの</p>	<p>でないもの並びに経過の組合員であつて指定組合特定被保険者又は小規模事業所等常勤経過の組合員でないもの及び経過の世帯員</p>	<p>附則第四条の四の規定により読み替えられた附則第四条の規定により読み替えられた第七條第二項から第四項まで</p>	<p>でないもの</p>	<p>でないもの並びに経過の組合員であつて指定組合特定被保険者又は小規模事業所等常勤経過の組合員でないもの及び経過の世帯員</p>	<p>附則第四条の四の規定により読み替えられた附則第四条の規定により読み替えられた第七條第一項</p>	<p>附則第十六条 以下同じ。でないもの</p>	<p>以下同じ。でないもの並びに算定政令附則第十七条に規定する経過の組合員（以下「経過的組合員」という。）であつて指定組合特定被保険者（算定政令附則第十八条の規定により読み替えられた算定政令第五條第四項第一号イに規定する指定組合特定被保険者をいう。以下同じ。）又は小規模事業所等常勤経過的組合員（同号口に規定する小規模事業所等常勤経過的組合員をいう。以下同じ。）でないもの及び経過的世帯員（経過的組合員の世帯に属する当該組合の組合特定被保険者であつて経過的組合員でないものをいう。以下同じ。）</p>	<p>附則第四条の四の規定により読み替えられた附則第四条の規定により読み替えられた第七條の見出し</p>	<p>附則第十六条</p>	<p>附則第十八条の規定により読み替えられた算定政令附則第十六条</p>
--	----------------------------	--	-------------------	--------------	---	--	--------------	---	---	------------------------------	--	--	---------------	--------------------------------------

<p>第十三条第三項 イからハまで</p>	<p>附則第四条の四の 規定により読み替 えられた附則第四 条の規定により読 み替えられた第十 三条第二項第三号 イからハまで</p>	<p>附則第四条の四の 規定により読み替 えられた第十三条第二 項第二号ハ</p>	<p>附則第四条の四の 規定により読み替 えられた附則第四 条の規定により読 み替えられた第十 三条第二項第二号 ロ</p>	<p>附則第四条の四の 規定により読み替 えられた附則第四 条の規定により読 み替えられた第十 三条第二項第二号 ロ</p>	<p>附則第四条の四の 規定により読み替 えられた第七條の五 (見出しを含む。)</p>	<p>附則第四条の規定 により読み替えら れた第七條の五 (見出しを含む。)</p>	<p>附則第四条の規定 により読み替えら れた第七條の五 (見出しを含む。)</p>
<p>組合特定被保険者</p>	<p>附則第十三条</p>	<p>附則第十三条</p>	<p>附則第十三条</p>	<p>指定組合特定被保険者</p>	<p>附則第十三条</p>	<p>同条第四項第一号 次条において同じ。</p>	<p>同条第四項第一号 次条において同じ。</p>
<p>組合特定被保険者(経過 的組合員及び経過 的世帯員であるもの を除く。次項におい て同じ。)</p>	<p>附則第十八条の規 定により読み替え られた算定政令附 則第十六条</p>	<p>附則第十八条の規 定により読み替え られた算定政令附 則第十三条</p>	<p>附則第十八条の規 定により読み替え られた算定政令附 則第十六条</p>	<p>指定組合特定被保 険者(経過的世帯 員を除く。)及び 小規模事業所等 常勤経過的組合 員</p>	<p>附則第十八条の規 定により読み替え られた算定政令 第五項第一号</p>	<p>以下この条及び次 条において同じ。並 びに経過的組合員 (指定組合特定被 保険者を除く。) 及び経過的世帯員 (指定組合特定被 保険者を除く。)</p>	<p>以下この条及び次 条において同じ。並 びに経過的組合員 (指定組合特定被 保険者を除く。) 及び経過的世帯員 (指定組合特定被 保険者を除く。)</p>

第七條 平成三十二年度から平成三十五年度までの各年度において、経過的组合員を組合員とする組合について、附則第四條の規定により読み替えられた第七條、第七條の四から第七條の六まで及び第十三條の規定を適用する場合においては、これらの規定のうち次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ下欄に掲げる字句とする。

<p>附則第四條の規定により読み替えられた第七條の四(見出しを含む)</p>	<p>組合特定被保険者</p>	<p>組合特定被保険者(経過的组合員であつて指定組合特定被保険者又は小規模事業所等常勤経過的组合員でないもの及び経過の世帯員であるものを除く。)</p>
<p>附則第四條の規定により読み替えられた第七條第二項から第四項まで</p>	<p>でないもの</p>	<p>でないもの並びに経過的组合員であつて指定組合特定被保険者又は小規模事業所等常勤経過的组合員でないもの及び経過の世帯員</p>
<p>附則第四條の規定により読み替えられた第七條第二項から第四項まで</p>	<p>附則第十三條</p>	<p>附則第十三條</p>
<p>第七條第一項第二号イ</p>	<p>でないもの</p>	<p>でないもの並びに経過的组合員であつて指定組合特定被保険者又は小規模事業所等常勤経過的组合員でないもの及び経過の世帯員</p>
<p>附則第四條の規定により読み替えられた第七條第一項</p>	<p>以下同じ)でないもの</p>	<p>以下同じ)でないもの並びに算定政令附則第十七條に規定する経過的组合員(以下「経過的组合員」という。)であつて指定組合特定被保険者(算定政令附則第十九條の規定により読み替えられた算定政令第五條第四項第一号イに規定する指定組合特定被保険者をいう。以下同じ。)又は小規模事業所等常勤経過的组合員(同号ロに規定する小規模事業所等常勤経過的组合員をいう。以下同じ)でないもの及び経過の世帯員(経過的组合員の世帯に属する当該組合の組合特定被保険者であつて経過的组合員でないものをいう。以下同じ。)</p>
<p>附則第四條の規定により読み替えられた第七條の見出し</p>	<p>附則第十三條</p>	<p>附則第十九條の規定により読み替えられた算定政令附則第十三條</p>

(新設)

<p>第十三条第三項 まで</p>	<p>附則第四条の規定により読み替えられた第十三条第二項第三号イからハ</p>	<p>附則第四条の規定により読み替えられた第十三条第二項第二号ハ</p>	<p>附則第四条の規定により読み替えられた第十三条第二項第二号ロ</p>	<p>附則第四条の規定により読み替えられた第七条の六(見出しを含む)</p>	<p>附則第四条の規定により読み替えられた第七条の六</p>	<p>附則第四条の規定により読み替えられた第七条の五(見出しを含む)</p>	<p>附則第四条の規定により読み替えられた第七条の五</p>
<p>組合特定被保険者</p>	<p>附則第十三条</p>	<p>附則第十三条</p>	<p>附則第十三条</p>	<p>指定組合特定被保険者</p>	<p>第五条第五項第一号</p>	<p>次条において同じ。</p>	<p>同条第四項第一号</p>
<p>組合特定被保険者(経過組合員及び経過世帯員であるものを除く。次項において同じ。)</p>	<p>附則第十九条の規定により読み替えられた算定政令附則第十三条</p>	<p>附則第十九条の規定により読み替えられた算定政令附則第十三条</p>	<p>附則第十九条の規定により読み替えられた算定政令附則第十三条</p>	<p>指定組合特定被保険者(経過世帯員を除く。)及び小規模事業所等常勤経過組合員</p>	<p>附則第十九条の規定により読み替えられた算定政令第五項第一号</p>	<p>以下この条及び次条において同じ。並びに経過組合員(指定組合特定被保険者を除く。)及び経過世帯員(指定組合特定被保険者を除く。)</p>	<p>同条第四項第一号イ</p>

(療養の給付及び公費負担医療に関する費用の請求に関する省令の一部改正)
第二十条 療養の給付及び公費負担医療に関する費用の請求に関する省令(昭和五十一年厚生省令第三十六号)の一部を次の表のように改正する。

改正後

改正前

<p>第一条 療養の給付及び公費負担医療に関する費用の請求</p> <p>第一条 保険医療機関若しくは次に掲げる医療に関する給付(以下「公費負担医療」という。)を担当する病院若しくは診療所(以下単に「保険医療機関」という。)又は保険薬局若しくは公費負担医療を担当する薬局(以下単に「保険薬局」という。)は、療養の給付(健康保険法(大正十一年法律第七十号)第四百五十五条に規定する特別療養費、入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、家族療養費及び高額療養費の支給を含む。第八号を除き、以下同じ。)又は公費負担医療に関し費用を請求しようとするときは、電子情報処理組織の使用による請求(厚生労働大臣が定める事項を電子情報処理組織(審査支払機関の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。以下同じ。))と、療養の給付及び公費負担医療に関する費用(以下「療養の給付費等」という。))の請求をしようとする保険医療機関又は保険薬局の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下同じ。))を使用して、厚生労働大臣の定める方式に従つて電子計算機から入力して審査支払機関の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録して行う療養の給付費等の請求をいう。以下同じ。))又は光ディスク等を用いた請求(厚生労働大臣が定める事項を電子計算機を使用して厚生労働大臣の定める方式に従つて記録した厚生労働大臣の定める規格に適合するフレキシブルディスク又は光ディスク(以下「光ディスク等」という。))を提出することにより行う療養の給付費等の請求をいう。以下同じ。))により行うものとする。</p> <p>一 児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号)第十九条の二第一項の小児慢性特定疾病医療費の支給、同法第二十条第二項の医療に係る療育の給付又は同法第二十一条の五の二十九第一項の肢体不自由児通所医療費若しくは同法第二十四条の二十第一項(同法第二十四条の二十四第二項において適用する場合を含む。))の障害児入所医療費の支給</p> <p>二 五十(略)</p> <p>三 三十(略)</p>	<p>(療養の給付及び公費負担医療に関する費用の請求)</p> <p>第一条 保険医療機関若しくは次に掲げる医療に関する給付(以下「公費負担医療」という。)を担当する病院若しくは診療所(以下単に「保険医療機関」という。)又は保険薬局若しくは公費負担医療を担当する薬局(以下単に「保険薬局」という。)は、療養の給付(健康保険法(大正十一年法律第七十号)第四百五十五条に規定する特別療養費、入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、家族療養費及び高額療養費の支給を含む。第八号を除き、以下同じ。)又は公費負担医療に関し費用を請求しようとするときは、電子情報処理組織の使用による請求(厚生労働大臣が定める事項を電子情報処理組織(審査支払機関の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。以下同じ。))と、療養の給付及び公費負担医療に関する費用(以下「療養の給付費等」という。))の請求をしようとする保険医療機関又は保険薬局の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下同じ。))を使用して、厚生労働大臣の定める方式に従つて電子計算機から入力して審査支払機関の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録して行う療養の給付費等の請求をいう。以下同じ。))又は光ディスク等を用いた請求(厚生労働大臣が定める事項を電子計算機を使用して厚生労働大臣の定める方式に従つて記録した厚生労働大臣の定める規格に適合するフレキシブルディスク又は光ディスク(以下「光ディスク等」という。))を提出することにより行う療養の給付費等の請求をいう。以下同じ。))により行うものとする。</p> <p>一 児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号)第十九条の二第一項の小児慢性特定疾病医療費の支給、第二十条第二項の医療に係る療育の給付又は同法第二十一条の五の二十八第一項の肢体不自由児通所医療費若しくは同法第二十四条の二十第一項(同法第二十四条の二十四第二項において適用する場合を含む。))の障害児入所医療費の支給</p> <p>二 五十(略)</p> <p>三 三十(略)</p>
---	---

(地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律施行規則の一部改正)
第二十一条 地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律施行規則(平成元年厚生省令第三十四号)の一部を次の表のように改正する。

改正後

改正前

<p>(法第五条第二項第二号二の厚生労働省令で定める事業)</p> <p>第六条 法第五条第二項第二号二の厚生労働省令で定める事業は、次のとおりとする。</p> <p>一 介護保険法第八条第二十八項に規定する介護老人保健施設又は同法第二十九項に規定する介護医療院であつて、その入所定員が二十九人以下であるものを整備する事業</p> <p>二 (略)</p> <p>三 介護予防事業(要介護状態等(介護保険法第二条第一項に規定する要介護状態等をいう。以下この条において同じ。))となることの予防又は要介護状態等の軽減若しくは悪化の防止のため必要な事業をいう。))を行う拠点を整備する事業</p> <p>四 七(略)</p>	<p>(法第五条第二項第二号二の厚生労働省令で定める事業)</p> <p>第六条 法第五条第二項第二号二の厚生労働省令で定める事業は、次のとおりとする。</p> <p>一 介護保険法第八条第二十八項に規定する介護老人保健施設であつて、その入所定員が二十九人以下であるものを整備する事業</p> <p>二 (略)</p> <p>三 介護予防事業(要介護状態等(介護保険法第二条第一項に規定する要介護状態等をいう。以下この条において同じ。))となることの予防又は要介護状態等の軽減若しくは悪化の防止のため必要な事業をいう。))を行う拠点</p> <p>四 七(略)</p>
--	--

(傍線部分は改正部分)

（歯科衛生士法施行規則の一部改正）
 第二十二條 歯科衛生士法施行規則（平成元年厚生省令第四十六号）の一部を次のように改正する。
 様式第五号を次のように改める。

歯科衛生士業務従事者届

様式第五号（第九条関係）

氏名		性別		年齢	歳
住 所					
歯科衛生士名簿登録	番 号				
	年 月 日				
業務に従事する場所	1 保健所、都道府県又は市区町村 （ア 保健所 イ 都道府県（アを除く。） ウ 市区町村（アを除く。）） 2 病院 3 診療所 4 介護保険施設等 （ア 介護老人保健施設 イ 介護医療院 ウ 指定介護老人福祉施設 （特別養護老人ホーム） エ 居宅介護支援事業所 オ その他） 5 歯科衛生士学校又は養成所 6 事業所 7 その他				
	所 在 地				
	名 称				
	備 考				

- (注意) 1. 該当する不動文字又は数字を○で囲むこと。
 2. 「業務に従事する場所」の欄は、2以上の場所において業務に従事している場合は、その主たるもの一つについて記載すること。
 3. 平成3年6月30日までに免許を取得した者は、同日現在いずれの都道府県の歯科衛生士籍に登録されていたかを備考欄に明記すること。

(介護労働者の雇用管理の改善等に関する法律施行規則の一部改正)
 第二十三条 介護労働者の雇用管理の改善等に関する法律施行規則(平成四年労働省令第十八号)の一部を次の表のように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(介護関係業務の範囲を定める福祉サービス又は保健医療サービス)</p> <p>第一条 介護労働者の雇用管理の改善等に関する法律(平成四年法律第六十三号。以下「法」という。)第二条第一項の厚生労働省令で定める福祉サービス又は保健医療サービスは、次の各号に掲げるものとする。</p> <p>一 二十四 (略)</p> <p>二十五 介護保険法第八条第二十九項に規定する介護医療院サービス</p> <p>二十六 二十九 (略)</p> <p>三十 四十八 (略)</p> <p>三十九 第一号、第二号、第二十六号、第三十九号の二及び第四十号に掲げるもののほか、身体上又は精神上的の障害があることにより日常生活に支障がある者の居室において行われる入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話</p> <p>五十 五十三 (略)</p>	<p>(介護関係業務の範囲を定める福祉サービス又は保健医療サービス)</p> <p>第一条 介護労働者の雇用管理の改善等に関する法律(平成四年法律第六十三号。以下「法」という。)第二条第一項の厚生労働省令で定める福祉サービス又は保健医療サービスは、次の各号に掲げるものとする。</p> <p>一 二十四 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>二十五 二十八 (略)</p> <p>二十九 削除</p> <p>三十 四十八 (略)</p> <p>三十九 第一号、第二号、第二十五号、第三十九号の二及び第四十号に掲げるもののほか、身体上又は精神上的の障害があることにより日常生活に支障がある者の居室において行われる入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話</p> <p>五十 五十三 (略)</p>

(福祉用具の研究開発及び普及の促進に関する法律施行規則の一部改正)
 第二十四条 福祉用具の研究開発及び普及の促進に関する法律施行規則(平成五年厚生省令第四十三号)の一部を次の表のように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(法第五条第三項に規定する厚生労働省令で定める施設)</p> <p>第一条 福祉用具の研究開発及び普及の促進に関する法律(平成五年法律第三十八号。以下「法」という。)第五条第三項に規定する厚生労働省令で定める施設は、老人福祉施設、障害者支援施設並びにその他の心身の機能が低下し日常生活を営むのに支障のある老人又は心身障害者が利用する社会福祉施設、有料老人ホーム、病院、診療所、介護老人保健施設及び介護医療院とする。</p>	<p>(法第五条第三項に規定する厚生労働省令で定める施設)</p> <p>第一条 福祉用具の研究開発及び普及の促進に関する法律(平成五年法律第三十八号。以下「法」という。)第五条第三項に規定する厚生労働省令で定める施設は、老人福祉施設、障害者支援施設並びにその他の心身の機能が低下し日常生活を営むのに支障のある老人又は心身障害者が利用する社会福祉施設、有料老人ホーム、病院、診療所及び介護老人保健施設とする。</p>

(指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準の一部改正)
 第二十五条 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成十一年厚生省令第三十七号)の一部を次の表のように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(指定通所介護の具体的取扱方針)</p> <p>第九十八条 指定通所介護の方針は、次に掲げるところによるものとする。</p> <p>一 三 (略)</p> <p>四 指定通所介護は、常に利用者の心身の状況を的確に把握しつつ、相談援助等の生活指導、機能訓練その他必要なサービスを利用者の希望に添って適切に提供する。特に、認知症(法第五条の二第一項に規定する認知症をいう。以下同じ。)である要介護者に対しては、必要に応じ、その特性に対応したサービスの提供ができる体制を整える。</p>	<p>(指定通所介護の具体的取扱方針)</p> <p>第九十八条 指定通所介護の方針は、次に掲げるところによるものとする。</p> <p>一 三 (略)</p> <p>四 指定通所介護は、常に利用者の心身の状況を的確に把握しつつ、相談援助等の生活指導、機能訓練その他必要なサービスを利用者の希望に添って適切に提供する。特に、認知症(法第五条の二に規定する認知症をいう。以下同じ。)である要介護者に対しては、必要に応じ、その特性に対応したサービスの提供ができる体制を整える。</p>

(傍線部分は改正部分)

(傍線部分は改正部分)

(介護保険法施行令第三十七条第一項第三十三号に掲げる規定として厚生労働大臣が定めるものを定める省令の一部改正)
 第二十六条 介護保険法施行令第三十七条第一項第三十三号に掲げる規定として厚生労働大臣が定めるものを定める省令(平成十一年厚生省令第四十二号)の一部を次の表のように改正する。
 (傍線部分は改正部分)

改正後	改正前
<p>介護保険法施行令(平成十年政令第四百十二号)第三十七条第一項第三十三号に掲げる規定として厚生労働大臣が定めるものは、次のとおりとする。</p> <p>一 一三 (略)</p> <p>四 医師法施行規則(昭和二十三年厚生省令第四十七号)の規定(同令第十一条、第二十条、第二号書式及び第四号書式に限る。)</p> <p>五 歯科医師法施行規則(昭和二十三年厚生省令第四十八号)の規定(同令第十一条、第二十条、第二号書式及び第四号書式に限る。)</p> <p>六・七 (略)</p> <p>八 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行規則(昭和二十五年厚生省令第三十一号)の規定(同令第四条の三に限る。)</p> <p>九 (略)</p> <p>十 国民健康保険法施行規則(昭和三十三年厚生省令第五十三号)及び国民健康保険の調整交付金の交付額の算定に関する省令(昭和三十八年厚生省令第十号)の規定</p> <p>十一 一二十八 (略)</p> <p>二十九 指定地域密着型介護予防サビスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サビスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(平成十八年厚生労働省令第三十六号)の規定</p> <p>三十 指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(平成十八年厚生労働省令第三十七号)の規定</p> <p>三十一・三十二 (略)</p> <p>三十三 (略)</p> <p>三十四 介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準(平成三十年厚生労働省令第五号)の規定</p> <p>三十五 (略)</p>	<p>介護保険法施行令(平成十年政令第四百十二号)第三十七条第一項に掲げる規定として厚生労働大臣が定めるものは、次のとおりとする。</p> <p>一 一三 (略)</p> <p>四 医師法施行規則(昭和二十三年厚生省令第四十七号)の規定(第十一条、第二号書式及び第四号書式に限る。)</p> <p>五 歯科医師法施行規則(昭和二十三年厚生省令第四十八号)の規定(第十一条、第二号書式及び第四号書式に限る。)</p> <p>六・七 (略)</p> <p>八 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行規則(昭和二十五年厚生省令第三十一号)の規定(第九条第一号に限る。)</p> <p>九 (略)</p> <p>十 国民健康保険法施行規則(昭和三十三年厚生省令第五十三号)及び国民健康保険の調整交付金の交付額の算定に関する省令(昭和三十八年厚生省令第十号)の規定</p> <p>十一 一二十八 (略)</p> <p>二十九 指定地域密着型介護予防サビスの事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サビス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(平成十八年厚生労働省令第三十六号)の規定</p> <p>三十 指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定地域密着型介護予防サビスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(平成十八年厚生労働省令第三十七号)の規定</p> <p>三十一・三十二 (略)</p> <p>三十二の二 (略)</p> <p>三十三 (新設)</p> <p>三十三 (略)</p>

(介護保険の医療保険者の納付金の算定等に関する省令の一部改正)
 第二十七条 介護保険の医療保険者の納付金の算定等に関する省令(平成十一年厚生省令第四十三号)の一部を次の表のように改正する。
 (傍線部分は改正部分)

改正後	改正前
<p>(市町村が介護保険に関する特別会計に繰り入れる額の算定方法)</p> <p>第一条 介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令(平成十年政令第四百十三号。以下「算定政令」という。)第三条の二第一項に規定する毎年度市町村が介護保険に関する特別会計に繰り入れる額は、当該年度において介護保険法施行令(平成十年政令第四百十二号。以下「施行令」</p>	<p>(市町村が介護保険に関する特別会計に繰り入れる額の算定方法)</p> <p>第一条 介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令(平成十年政令第四百十三号。以下「算定政令」という。)第三条の二第一項に規定する毎年度市町村が介護保険に関する特別会計に繰り入れる額は、当該年度において介護保険法施行令(平成十年政令第四百十二号。以下「施行令」</p>

という。)第三十八条第十一項又は第三十九条第五項に規定する第一号被保険者に該当することが、当該年度の三月三十一日までの間に明らかになつた第一号被保険者(介護保険法(平成九年法律第百二十三号。以下「法」という。)第九条第一号に規定する第一号被保険者をいう。以下同じ。)に係る当該年度分の保険料について、当該市町村が施行令第三十八条第十一項に定める基準に従い同条第一項の規定に基づき算定される保険料を賦課し、又は施行令第三十九条第五項に定める基準に従い同条第一項の規定に基づき算定される保険料を賦課することにより減額することとなる保険料の額を合計した額(その額が現に当該年度分の保険料について施行令第三十八条第十一項に定める基準に従い同条第一項の規定に基づき算定される保険料を賦課し、又は施行令第三十九条第五項に定める基準に従い同条第一項の規定に基づき算定される保険料を賦課することにより減額した保険料の額を超えるときは、当該合計額)とする。

(基金事業対象比率の算定に当たつての介護保険事業に係る収入額の算定方法)

第一条の三 算定政令第六条第五項第一号に規定する標準給付費額(同号に規定する標準給付費額をいう。以下同じ。)及び法第百十五条の四十五に規定する地域支援事業に要する費用の額に充てるべき額は、各年度の施行令第三十八条第三項第二号に規定する合算額から同号に規定する法第百二十二条の三第一項の規定による交付金の額、同号に規定する法第百二十七条及び第百二十八条の規定による補助金のうち標準給付費額に係るもの以外のものの額並びに同号に規定するその他介護保険事業に要する費用のための収入のうち標準給付費額に係るもの以外のものの額の合計額の総額を控除して得た額の総額とする。

という。)第三十八条第十項又は第三十九条第五項に規定する第一号被保険者に該当することが、当該年度の三月三十一日までの間に明らかになつた第一号被保険者(介護保険法(平成九年法律第百二十三号。以下「法」という。)第九条第一号に規定する第一号被保険者をいう。以下同じ。)に係る当該年度分の保険料について、当該市町村が施行令第三十八条第十項に定める基準に従い同条第一項の規定に基づき算定される保険料を賦課し、又は施行令第三十九条第五項に定める基準に従い同条第一項の規定に基づき算定される保険料を賦課することにより減額することとなる保険料の額を合計した額(その額が現に当該年度分の保険料について施行令第三十八条第十項に定める基準に従い同条第一項の規定に基づき算定される保険料を賦課し、又は施行令第三十九条第五項に定める基準に従い同条第一項の規定に基づき算定される保険料を賦課することにより減額した保険料の額を超えるときは、当該合計額)とする。

(基金事業対象比率の算定に当たつての介護保険事業に係る収入額の算定方法)

第一条の三 算定政令第六条第五項第一号に規定する標準給付費額(同号に規定する標準給付費額をいう。以下同じ。)及び法第百十五条の四十五に規定する地域支援事業に要する費用の額に充てるべき額は、各年度の施行令第三十八条第三項第二号に規定する合算額から同項に規定する法第百二十七条及び第百二十八条の規定による補助金のうち標準給付費額に係るもの以外のものの額並びに同項に規定するその他介護保険事業に要する費用のための収入のうち標準給付費額に係るもの以外のものの額の合計額の総額を控除して得た額の総額とする。

(介護給付費及び公費負担医療等に関する費用等の請求に関する省令の一部改正)
第二十八条 介護給付費及び公費負担医療等に関する費用等の請求に関する省令(平成十二年厚生省令第二十号)の一部を次のように改正する。
 次の表のように改正する。

改正後	改正前
<p>(介護給付費等又は総合事業費の請求)</p> <p>第二条 指定居宅サービス事業者、指定地域密着型サービス事業者又は指定居宅介護支援事業者は、介護給付費等を請求しようとするときは、指定居宅サービス(法第四十一条第一項に規定する指定居宅サービスをいう。以下同じ。)、指定地域密着型サービス(法第四十二条の二第一項に規定する指定地域密着型サービスをいう。以下同じ。)、又は指定居宅介護支援(法第四十六条第一項に規定する指定居宅介護支援をいう。以下同じ。))の事業を行う事業所(こと)に、居宅サービス、地域密着型サービス又は居宅介護支援の種類に応じて厚生労働大臣が定める区分に従い厚生労働大臣が定める事項を電子情報処理組織を使用して厚生労働大臣の定める方式に従つて入出力装置から入力して審査支払機関の電子計算機に備えられたファイルに記録し、又は電子計算機を使用して厚生労働大臣の定める方式に従つて記録した厚生労働大臣の定める規格に適合する光ディスク若しくはフレキシブルディスク(以下「光ディスク等」という。))を審査支払機関に提出して行うものとする。</p>	<p>(介護給付費等又は総合事業費の請求)</p> <p>第二条 指定居宅サービス事業者、指定地域密着型サービス事業者又は指定居宅介護支援事業者は、介護給付費等を請求しようとするときは、指定居宅サービス(法第四十一条第一項に規定する指定居宅サービスをいう。以下同じ。)、指定地域密着型サービス(法第四十二条の二第一項に規定する指定地域密着型サービスをいう。以下同じ。)、又は指定居宅介護支援(法第四十六条第一項に規定する指定居宅介護支援をいう。以下同じ。))の事業を行う事業所(こと)に、居宅サービス、地域密着型サービス又は居宅介護支援の種類に応じて厚生労働大臣が定める区分に従い厚生労働大臣が定める事項を電子情報処理組織を使用して厚生労働大臣の定める方式に従つて入出力装置から入力して審査支払機関の電子計算機に備えられたファイルに記録し、又は電子計算機を使用して厚生労働大臣の定める方式に従つて記録した厚生労働大臣の定める規格に適合する磁気テープ、フレキシブルディスク若しくは光ディスクを審査支払機関に提出して行うものとする。</p>

(傍線部分は改正部分)

2 介護保険施設は、介護給付費等を請求しようとするときは、法第四十八条第一項に規定する指定施設サービス等の種類に従い厚生労働大臣が定める事項を電子情報処理組織を使用して厚生労働大臣の定める方式に従って入出力装置から入力して審査支払機関の電子計算機に備えられたファイルに記録し、又は電子計算機を使用して厚生労働大臣の定める方式に従って記録した厚生労働大臣の定める規格に適合する光ディスク等を審査支払機関に提出して行うものとする。

3 指定介護予防サービス事業者、指定地域密着型介護予防サービス事業者又は指定介護予防支援事業者は、介護給付費等を請求しようとするときは、指定介護予防サービス（法第五十三条第一項に規定する指定介護予防サービスをいう。以下同じ。）、指定地域密着型介護予防サービス（法第五十四条の二第一項に規定する指定地域密着型介護予防サービスをいう。以下同じ。）、又は指定介護予防支援（法第五十八条第一項に規定する指定介護予防支援をいう。以下同じ。）、の事業を行う事業所ごとに、介護予防サービス、地域密着型介護予防サービス又は介護予防支援の種類に応じて厚生労働大臣が定める区分に従い厚生労働大臣が定める事項を電子情報処理組織を使用して厚生労働大臣の定める方式に従って入出力装置から入力して審査支払機関の電子計算機に備えられたファイルに記録し、又は電子計算機を使用して厚生労働大臣の定める方式に従って記録した厚生労働大臣の定める規格に適合する光ディスク等を審査支払機関に提出して行うものとする。

4 指定事業者又は総合事業受託者は、介護給付費等を請求しようとするときは、審査支払機関を通じて総合事業費を請求しようとするときは、総合事業の種類に従い厚生労働大臣が定める事項を電子情報処理組織を使用して厚生労働大臣の定める方式に従って入出力装置から入力して審査支払機関の電子計算機に備えられたファイルに記録し、又は電子計算機を使用して厚生労働大臣の定める方式に従って記録した厚生労働大臣の定める規格に適合する光ディスク等を審査支払機関に提出して行うものとする。

（介護給付費等又は総合事業費の請求の開始等の届出）

第四条 指定居宅サービス事業者等又は指定事業者若しくは総合事業受託者（以下「請求事業者」という。）は、第二条の規定による電子情報処理組織又は光ディスク等による介護給付費等又は総合事業費の請求を開始しようとするときは、あらかじめ、次に掲げる事項を審査支払機関に届け出なければならない。

一～三 （略）

四 電子情報処理組織又は光ディスク等による請求の別

五 （略）

2 （略）

附則

（経過措置）

第二条 請求事業者（次条第一項の規定による届出を行ったものであって同条第三項の規定による届出を行っていないものを除く。次項において同じ。）のうち、居宅療養管理指導、認知症対応型共同生活介護又は特定施設入居者生活介護（以下この項において「居宅療養管理指導等」

2 介護保険施設は、介護給付費等を請求しようとするときは、法第四十八条第一項に規定する指定施設サービス等の種類に従い厚生労働大臣が定める事項を電子情報処理組織を使用して厚生労働大臣の定める方式に従って入出力装置から入力して審査支払機関の電子計算機に備えられたファイルに記録し、又は電子計算機を使用して厚生労働大臣の定める方式に従って記録した厚生労働大臣の定める規格に適合する磁気テープ、フレキシブルディスク若しくは光ディスクを審査支払機関に提出して行うものとする。

3 指定介護予防サービス事業者、指定地域密着型介護予防サービス事業者又は指定介護予防支援事業者は、介護給付費等を請求しようとするときは、指定介護予防サービス（法第五十三条第一項に規定する指定介護予防サービスをいう。以下同じ。）、指定地域密着型介護予防サービス（法第五十四条の二第一項に規定する指定地域密着型介護予防サービスをいう。以下同じ。）、又は指定介護予防支援（法第五十八条第一項に規定する指定介護予防支援をいう。以下同じ。）、の事業を行う事業所ごとに、介護予防サービス、地域密着型介護予防サービス又は介護予防支援の種類に応じて厚生労働大臣が定める区分に従い厚生労働大臣が定める事項を電子情報処理組織を使用して厚生労働大臣の定める方式に従って入出力装置から入力して審査支払機関の電子計算機に備えられたファイルに記録し、又は電子計算機を使用して厚生労働大臣の定める方式に従って記録した厚生労働大臣の定める規格に適合する磁気テープ、フレキシブルディスク若しくは光ディスクを審査支払機関に提出して行うものとする。

4 指定事業者又は総合事業受託者は、介護給付費等を請求しようとするときは、審査支払機関を通じて総合事業費を請求しようとするときは、総合事業の種類に従い厚生労働大臣が定める事項を電子情報処理組織を使用して厚生労働大臣の定める方式に従って入出力装置から入力して審査支払機関の電子計算機に備えられたファイルに記録し、又は電子計算機を使用して厚生労働大臣の定める方式に従って記録した厚生労働大臣の定める規格に適合する磁気テープ、フレキシブルディスク若しくは光ディスクを審査支払機関に提出して行うものとする。

（介護給付費等又は総合事業費の請求の開始等の届出）

第四条 指定居宅サービス事業者等又は指定事業者若しくは総合事業受託者（以下「請求事業者」という。）は、第二条の規定による電子情報処理組織又は磁気テープ、フレキシブルディスク若しくは光ディスクによる介護給付費等又は総合事業費の請求を開始しようとするときは、あらかじめ、次に掲げる事項を審査支払機関に届け出なければならない。

一～三 （略）

四 電子情報処理組織又は磁気テープ、フレキシブルディスク若しくは光ディスクによる請求の別

五 （略）

2 （略）

附則

（経過措置）

第二条 請求事業者（次条第一項の規定による届出を行ったものであって同条第三項の規定による届出を行っていないものを除く。次項において同じ。）のうち、居宅療養管理指導、認知症対応型共同生活介護又は特定施設入居者生活介護（以下この項において「居宅療養管理指導等」

という。)に係る介護給付費等の請求のみを行うもの、居宅療養管理指導等以外の一の種類の指定居宅サービスに係る介護給付費等の請求のみを行うものその他これらに準ずる電子情報処理組織又は光ディスク等による請求を行うことが特に困難と認められるもの(附則第四条において「単一サービス提供等事業者」という。)であつて、その旨を審査支払機関に届け出たものは、第二条の規定にかかわらず、介護給付費請求書に介護給付費明細書(指定居宅介護支援事業者又は指定介護予防支援事業者にあつては、介護給付費明細書及び給付管理票(指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準(平成十一年厚生省令第三十八号)第十四条(同令第三十条において準用する場合を含む。))又は指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(平成十八年厚生労働省令第三十七号)第十三条(同令第三十二条において準用する場合を含む。))に規定する文書をいう。以下同じ。)とする。又は介護予防・日常生活支援総合事業費請求書に介護予防・日常生活支援総合事業費明細書(法第十五条の四十五第一項第一号二に規定する第一号介護予防支援事業に係る指定事業者又は総合事業受託者にあつては、介護予防・日常生活支援総合事業費明細書及び給付管理票(第一号事業支給費又は総合事業費の支給に係る審査において必要な場合に限る。)とする。)を添えて、これを審査支払機関に提出することにより介護給付費等又は総合事業費を請求すること(以下「書面による請求」という。)ができる。

2 (略)

3 第一項の介護給付費請求書、介護給付費明細書、介護予防・日常生活支援総合事業費請求書、介護予防・日常生活支援総合事業費明細書及び給付管理票の様式は、次の表の区分による。

(略)	(略)
介護老人保健施設における介護予防短期入所療養介護に係る介護予防サービス介護給付費明細書	(略)
介護医療院における短期入所療養介護に係る居宅サービス介護給付費明細書	様式第四の三
(略)	(略)
介護医療院における介護予防短期入所療養介護に係る介護予防サービス介護給付費明細書	様式第四の四
(略)	(略)
介護保健施設サービスに係る施設サービス等介護給付費明細書	(略)
介護医療院サービスに係る施設サービス等介護給付費明細書	様式第九の二
(略)	(略)

という。)に係る介護給付費等の請求のみを行うもの、居宅療養管理指導等以外の一の種類の指定居宅サービスに係る介護給付費等の請求のみを行うものその他これらに準ずる電子情報処理組織又は磁気テープ、フレキシブルディスク若しくは光ディスクによる請求を行うことが特に困難と認められるものであつて、その旨を審査支払機関に届け出たものは、第二条の規定にかかわらず、介護給付費請求書に介護給付費明細書(指定居宅介護支援事業者又は指定介護予防支援事業者にあつては、介護給付費明細書及び給付管理票(指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準(平成十一年厚生省令第三十八号)第十四条(同令第三十条において準用する場合を含む。))又は指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(平成十八年厚生労働省令第三十七号)第十三条(同令第三十二条において準用する場合を含む。))に規定する文書をいう。以下同じ。)とする。又は介護予防・日常生活支援総合事業費請求書に介護予防・日常生活支援総合事業費明細書(法第十五条の四十五第一項第一号二に規定する第一号介護予防支援事業に係る指定事業者又は総合事業受託者にあつては、介護予防・日常生活支援総合事業費明細書及び給付管理票(第一号事業支給費又は総合事業費の支給に係る審査において必要な場合に限る。)とする。)を添えて、これを審査支払機関に提出することにより介護給付費等又は総合事業費を請求すること(次条及び附則第四条において「書面による請求」という。)ができる。

2 (略)

3 第一項の介護給付費請求書、介護給付費明細書、介護予防・日常生活支援総合事業費請求書、介護予防・日常生活支援総合事業費明細書及び給付管理票の様式は、次の表の区分による。

(略)	(略)
介護老人保健施設における介護予防短期入所療養介護に係る介護予防サービス介護給付費明細書	(略)
(新設)	(新設)
(略)	(略)
(新設)	(新設)
介護保健施設サービスに係る施設サービス等介護給付費明細書	(略)
(新設)	(新設)
(略)	(略)

第三条 請求事業者（電子情報処理組織又は光ディスク等による請求を行える体制を有するものを除く。以下この条において同じ。）のうち、当該請求事業者において、指定居宅サービス、指定地域密着型サービス、指定居宅介護支援、指定施設サービス等、指定介護予防サービス、指定地域密着型介護予防サービス若しくは指定介護予防支援又は総合事業に従事する常勤の介護職員その他の従業者の年齢が、平成三十年三月三十一日において、いずれも六十五歳以上であるもの（次条において「六十五歳以上従事事業者」という。）であつて、その旨を審査支払機関に届け出たものは、第二条の規定にかかわらず、書面による請求を行うことができる。

2 (略)

3 第一項の規定による届出を行った請求事業者であつて、当該請求事業者において、平成三十年三月三十一日における年齢が六十五歳未満である常勤の介護職員その他の従業者（次条において「六十五歳未満従業者」という。）が新たに指定居宅サービス、指定地域密着型サービス、指定居宅介護支援、指定施設サービス等、指定介護予防サービス、指定地域密着型介護予防サービス若しくは指定介護予防支援又は総合事業に従事することとなつたものは、当該従業者に係る氏名及び生年月日を、速やかに審査支払機関に届け出なければならない。

4 (略)

第四条 指定居宅サービス事業者のうち、介護療養型医療施設（健康保険法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第八十三号）附則第三百十條の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第二十六條の規定による改正前の介護保険法第八條第二十六項に規定する介護療養型医療施設をいう。以下この条において同じ。）から平成三十年四月一日以降に移行（当該介護療養型医療施設の全部又は一部を廃止するとともに、特定施設入居者生活介護に係る法第四十一條第一項本文の指定を受けることをいう。以下この項において同じ。）したものであつて、当該移行の際現に附則第二條第一項又は前條第一項の規定により書面による請求を行つており、かつ、当該移行後も引き続き単一サービス提供等事業者又は六十五歳以上従事事業者である旨を審査支払機関に届け出たものは、第二条の規定にかかわらず、書面による請求を行うことができる。

2 介護保険施設のうち、介護療養型医療施設から平成三十年四月一日以降に移行（当該介護療養型医療施設の全部又は一部を廃止するとともに、介護保険施設を開設することをいう。以下この項において同じ。）したものであつて、当該移行の際現に附則第二條第一項又は前條第一項の規定により書面による請求を行つており、かつ、当該移行後も引き続き単一サービス提供等事業者又は六十五歳以上従事事業者である旨を審査支払機関に届け出たものは、第二条の規定にかかわらず、書面による請求を行うことができる。

3 介護医療院のうち、介護老人保健施設（介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準（平成十一年厚生省令第四十号）附則第十三條に規定する転換を行つて開設したものに限る。以下この項において「介護療養型老人保健施設」という。）から平成三十年四月一日以降に移行（当該介護療養型老人保健施設の全部又は一部を廃止するとともに、介護医療院

第三条 請求事業者（電子情報処理組織又は磁気テープ、フレキシブルディスク若しくは光ディスクによる請求を行える体制を有するものを除く。以下この条において同じ。）のうち、当該請求事業者において、指定居宅サービス、指定地域密着型サービス、指定居宅介護支援、指定施設サービス等、指定介護予防サービス、指定地域密着型介護予防サービス若しくは指定介護予防支援又は総合事業に従事する常勤の介護職員その他の従業者の年齢が、平成三十年三月三十一日において、いずれも六十五歳以上であるものであつて、その旨を審査支払機関に届け出たものは、第二条の規定にかかわらず、書面による請求を行うことができる。

2 (略)

3 第一項の規定による届出を行った請求事業者であつて、当該請求事業者において、平成三十年三月三十一日における年齢が六十五歳未満である常勤の介護職員その他の従業者が新たに指定居宅サービス、指定地域密着型サービス、指定居宅介護支援、指定施設サービス等、指定介護予防サービス、指定地域密着型介護予防サービス若しくは指定介護予防支援又は総合事業に従事することとなつたものは、当該従業者に係る氏名及び生年月日を、速やかに審査支払機関に届け出なければならない。

4 (略)

(新設)

を開設することをいう。以下この項において同じ。したものであつて、当該移行の際現に附則第二条第一項又は前条第一項の規定により書面による請求を行つており、かつ、当該移行後も引き続き単一サービス提供等事業者又は六十五歳以上従事者事業者である旨を審査支払機関に届け出たものは、第二条の規定にかかわらず、書面による請求を行うことができる。

4 指定介護予防サービス事業者のうち、介護療養型医療施設から平成三十年四月一日以降に移行（当該介護療養型医療施設の全部又は一部を廃止することにも、介護予防特定施設入居者生活介護に係る法第五十三条第一項本文の指定を受けることをいう。以下この項において同じ。）したものであつて、当該移行の際現に附則第二条第一項又は前条第一項の規定により書面による請求を行つており、かつ、当該移行後も引き続き単一サービス提供等事業者又は六十五歳以上従事者事業者である旨を審査支払機関に届け出たものは、第二条の規定にかかわらず、書面による請求を行うことができる。

5 第一項から前項までの規定による届出を行おうとする請求事業者は、平成三十六年三月三十一日までに、届け出るものとする。

6 第一項から第四項までの規定による届出（六十五歳以上従事者事業者である旨の届出に限る。）を行つた請求事業者であつて、当該請求事業者において、平成三十年三月三十一日における年齢が六十五歳未満である常勤の介護職員その他の従業者が新たに指定居宅サービス、指定施設サービス等又は指定介護予防サービスに従事することとなつたものは、当該従業者に係る氏名及び生年月日を、速やかに審査支払機関に届け出なければならない。

7 前項の規定による届出を行つた請求事業者は、当該届出の日の属する月及びその翌月に限り、第二条の規定にかかわらず、書面による請求を行うことができる。

第五条 前三条に規定するもののほか、第二条の規定にかかわらず、請求事業者のうち、次の各号に掲げるものに該当する旨をあらかじめ審査支払機関に届け出たものは、それぞれ当該各号に掲げる介護給付費等又は総合事業費の請求について、書面による請求を行うことができる。

一 (略)

二 電子計算機の販売又はリースの事業を行う者との間で電子情報処理組織又は光ディスク等による請求に係る設備の設置又はソフトウェアの導入に係る契約を締結している請求事業者であつて、当該設置又は導入に係る作業が完了しておらず、介護給付費等又は総合事業費の請求の日までに電子情報処理組織又は光ディスク等による請求ができないもの、当該設置又は導入に係る作業が完了するまでの間に行う介護給付費等又は総合事業費の請求

三・四 (略)

五 その他電子情報処理組織又は光ディスク等による請求を行うことが特に困難な事情がある請求事業者 当該請求

2・3 (略)

第四条 前二条に規定するもののほか、第二条の規定にかかわらず、請求事業者のうち、次の各号に掲げるものに該当する旨をあらかじめ審査支払機関に届け出たものは、それぞれ当該各号に掲げる介護給付費等又は総合事業費の請求について、書面による請求を行うことができる。

一 (略)

二 電子計算機の販売又はリースの事業を行う者との間で電子情報処理組織又は磁気テープ、フレキシブルディスク若しくは光ディスクによる請求に係る設備の設置又はソフトウェアの導入に係る契約を締結している請求事業者であつて、当該設置又は導入に係る作業が完了しておらず、介護給付費等又は総合事業費の請求の日までに電子情報処理組織又は磁気テープ、フレキシブルディスク若しくは光ディスクによる請求ができないもの、当該設置又は導入に係る作業が完了するまでの間に行う介護給付費等又は総合事業費の請求

三・四 (略)

五 その他電子情報処理組織又は磁気テープ、フレキシブルディスク若しくは光ディスクによる請求を行うことが特に困難な事情がある請求事業者 当該請求

2・3 (略)

様式第二 (附則第二条関係)

居宅サービス・地域密着型サービス介護給付費明細書

(訪問介護・訪問入浴介護・訪問看護・訪問リハ・居宅療養管理指導・通所介護・通所リハ・福祉用具貸与・定期巡回・随時対応型訪問介護看護・夜間対応型訪問介護・地域密着型通所介護・認知症対応型通所介護・小規模多機能型居宅介護(短期利用以外)・小規模多機能型居宅介護(短期利用)・複合型サービス(看護小規模多機能型居宅介護・短期利用以外)・複合型サービス(看護小規模多機能型居宅介護・短期利用))

様式第二を次のように改める。

公費負担者番号										平成				年		月		分									
公費受給者番号										保険者番号																	
被保険者	被保険者番号										事業所番号																
	(フリガナ)																		事業所名称								
	氏名										〒																
	生年月日																		所在地								
	1.明治 2.大正 3.昭和 性別 1.男 2.女										連絡先																
要介護状態区分										電話番号																	
認定有効期間										電話番号																	
平成										平成																	
年										年																	
月										月																	
日										日																	
から										まで																	
平成										平成																	
年										年																	
月										月																	
日										日																	
要介護1・2・3・4・5																											
1. 居宅介護支援事業者作成										2. 被保険者自己作成																	
事業所番号										事業所名称																	
開始年月日										平成		年		月		日		中止年月日		平成		年		月		日	
中止理由										1.非該当 3.医療機関入院 4.死亡 5.その他 6.介護老人福祉施設入所 7.介護老人保健施設入所 8.介護療養型医療施設入院 9.介護医療院入所																	
給付費明細欄	サービス内容		サービスコード		単位数		回数		サービス単位数		公費分回数		公費対象単位数		摘要												
給付費明細欄 (住所地特例対象者)	サービス内容		サービスコード		単位数		回数		サービス単位数		公費分回数		公費対象単位数		施設所在保険者番号		摘要										
請求額集計欄	①サービス種類コード																										
	②名称																										
	③サービス実日数										日		日		日		日										
	④計画単位数																										
	⑤限度額管理対象単位数																										
	⑥限度額管理対象外単位数																		給付率 (/100)								
	⑦給付単位数 (④⑤のうち少ない数) + ⑥																		保険								
	⑧公費分単位数																		公費								
	⑨単位数単価										円/単位		円/単位		円/単位		円/単位		合計								
	⑩保険請求額										▲		▲		▲		▲										
⑪利用者負担額																											
⑫公費請求額																											
⑬公費分本人負担																											
社会福祉法人等による軽減欄	軽減率		%		受領すべき利用者負担の総額 (円)				軽減額 (円)				軽減後利用者負担額 (円)				備考										
										枚中		枚目															